鳥取市総合福祉センター

改正後

大　会　議　室　使　用　料

区分＼時間	午前９時～午後５時	午後５時～午後９時
平日	１時間につき 1,000 円	１時間につき 2,000 円
日曜日、土曜日及び祝日	１時間につき 1,500 円	１時間につき 3,000 円

備考

1　１時間未満は、１時間とする。

2　営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額（以下この表において「基本使用料」という。）の５割増の額とする。

3　使用料は、控室の使用分を含むものとする。

4　練習又は準備のため大会議室の舞台のみを使用する場合の使用料は、基本使用料の５割の額とする。

5　冷暖房設備の使用料は、基本使用料の５割の額とする。

改正前

大　会　議　室　使　用　料

区分＼時間	午前９時～正午	午後 1 時～午後５時	午後 5 時～午後９時
平日	3,150 円	6,300 円	8,400 円
日曜日、土曜日及び祝日	4,200 円	7,350 円	10,500 円

備考

1　使用時間を延長して使用する場合の使用料は、延長時間 1 時間(30 分以上１時間未満は、１時間とする。)につき、この表に定める額(以下この表において「基本使用料」という。)の３割の額とする。

2　営利を目的として使用する場合の使用料は、基本使用料の５割増の額とする。

3　使用料は、控室の使用分を含むものとする。

4　練習又は準備のため大会議室の舞台のみを使用する場合の使用料は、基本使用料の５割の額とする。

5　冷暖房設備の使用料は、基本使用料の５割の額とする。

6　この表の規定により計算して得た額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

改正後

体　育　館　使　用　料

区分	金額（1時間につき）
一般	200円
小学生、中学生、高齢者	100円
障害者等	無料

備考
1　1時間未満は、1時間とする。
2　照明設備の使用料は、1時間につき260円で計算して得た額とする。
3　附属設備等の使用料は、当該附属設備等の価格等を勘案して規則で定める額とする。
4　「高齢者」とは、65歳以上の者のことをいう。
5　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
(1)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人
(2)　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
6　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

改正前

体　育　館　使　用　料

区分＼時間		午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時
小学生、中学生、高校生	日曜日、土曜日及び祝日	無料	無料	無料
	上記以外の日	1時間につき　520円	1時間につき　550円	1時間につき　650円
一般		1時間につき　520円	1時間につき　550円	1時間につき　650円
高齢者等		無料	無料	無料

備考
1　1時間未満は、1時間とする。
2　附属設備等の使用料は、当該附属設備等の価格等を勘案して規則で定める額とする。
3　照明設備の使用料は、1時間につき262円で計算して得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。
4　「高齢者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
(1)　60歳以上の者
(2)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
(3)　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者